

議第百十七号

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例について

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例

岐阜県流域下水道条例（平成二年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第四条及び第九条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

提 案 説 明

下水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。